

## 学生納付特例事務法人の指定手続きに関するよくあるご質問(FAQ)

Q 1 : 大学、専修学校等で事務法人の指定を受けた場合、具体的にはどのような事務を行いますか。

A 1 : 具体的には日本年金機構から次の事務をお願いすることとなります。

- ① 学生等から提出があった学生納付特例申請書の受付、記載漏れ等の確認、受付管理簿の作成。
- ② 日本年金機構（年金事務所等）への学生納付特例申請書の送付。
- ③ 各月における取扱件数の報告。
- ④ オリエンテーションなどを活用し、在学する学生等に対して代行事務を行っていることを周知。

※北海道厚生局から学生納付特例事務法人指定通知書を送付した後、日本年金機構より事務の取扱いについて説明があります。

また、法律改正により、平成26年10月から、学生納付特例事務法人が学生等から申請書を受理した日に厚生労働大臣に申請があったとみなすこととされました。

具体例については次のページをご覧ください。

Q 2 : 事務取扱手数料について教えてほしいのですが。

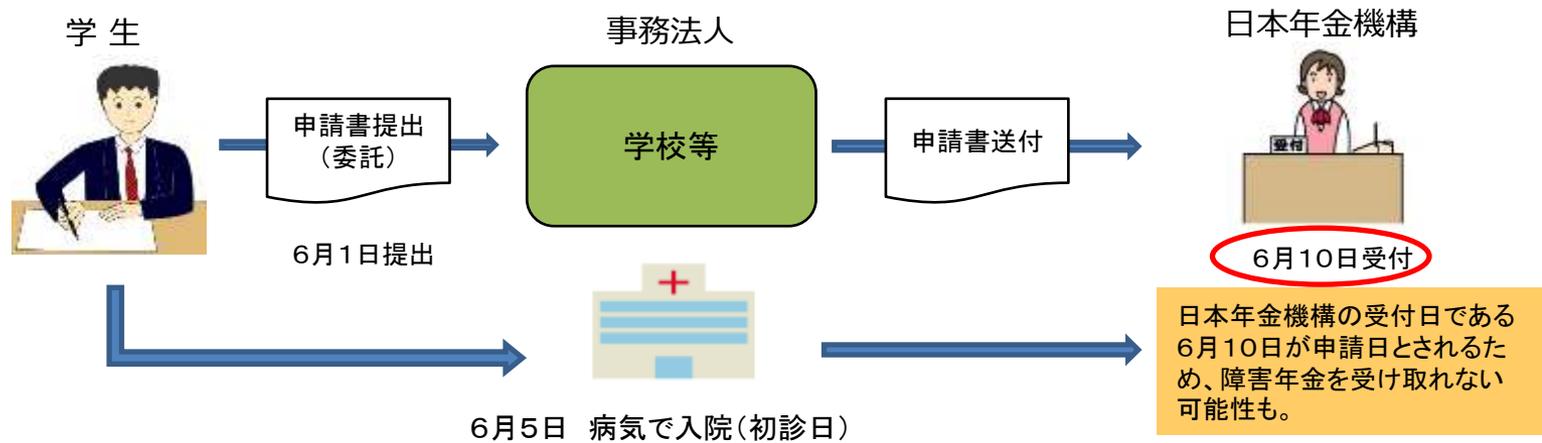
A 2 : 平成26年4月に単価の改正があり、取扱い件数1件につき500円（従前は30円）を日本年金機構よりお支払いいたします。事務法人の指定後、日本年金機構と手数料受領に関する契約を結んでいただくこととなります。ただし、国や地方公共団体が設置する教育施設については、公務で代行事務を行っていただくため手数料の支払いはございません。

Q 3 : 学生等から受付した学生納付特例申請書を日本年金機構へ送付する際の郵送料の負担はどうなりますか。

A 3 : 原則、日本年金機構が負担します。

## 平成26年9月30日以前(施行日前)

学生が学生納付特例事務法人（学校等）に学生納付特例申請書を提出（委託）し、学校から日本年金機構へ申請書を送付するまでの間は、申請があったものと扱われない空白期間になってしまい、万が一、この空白期間に病気やけが等で障害が残った場合、障害年金等を受け取れない可能性があります。



## 平成26年10月1日(施行日)以降

学生が学生納付特例事務法人（学校等）に学生納付特例申請書を提出（委託）した日に申請があったものとして取り扱われます。

